



様式第2-1 事前届出書(会員会社用)

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名  
(会員コード)

代表者氏名 印

事前届出書

当社は、地方税法附則第15条第43項による固定資産税特例措置の適用を受けるに際し、ユーザーに提示するリース料について、特例措置による固定資産税軽減分を適正に反映するとともに、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領を遵守して固定資産税軽減計算書を発行します。

併せて、固定資産税軽減計算書に関する責任者を下記のとおり届け出ます。

記

〈責任者〉

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所(本社住所と異なる場合のみ記載)	

※上記責任者に対し、当協会事務局から固定資産税軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、確認後の軽減計算書等の関係書類を送付する。

以上

<資料2>リース事業協会への事前届出書

等制度、償却資産税の軽減制度を、ともに問題なく、適用できるものとされている(他の要件充足要)。償却資産税は、原則として、借主が負担する。

※ 税務上のリース取引は、中途で契約を解除できない、生ずる費用を実質的に負担するとされる等の要件を満たす取引をいう。使用したい資産をリース会社等に購入してもらい借りるような取引である。それ以外のリース取引は、概ねオペレーティング・リース取引と見なされる。

## 2) 所有権移転外ファイナンス・リース

所有権移転外ファイナンス・リースとは、税務上のリース取引のうち、所有権「移転」ファイナンス・リースに該当しないものをいう。リース契約終了後に続けて使用したい場合、それなりの対価を要するリースである。

このリースにより取得した場合にも、その設備を購入したものとした、売買処

理が強制される。ただし、リース期間定額法という簡便的な処理となり、通常の売買と僅かに処理が異なる。所有権移転外ファイナンス・リースにおける税制優遇については、後述する。

## 3) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。概ね、レンタルに近い契約形態である。オペレーティング・リース取引においては、即時償却等制度、償却資産税の軽減制度は、共に適用がなく、償却資産税は、貸主が負担する。

## 所有権移転外ファイナンス・リースにおける税制優遇

即時償却等制度に関しては、即時償却は適用できず、税額控除のみ適用できるとされている。償却資産税制度に関しては、複雑な税制となっている。

まず、所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主が償却資産税を負担する。しかしながら、償却資産税の軽減制度は、資産を使用して経営力を向上させようとする事業者(借主)に適用される制度である。そのため、借主が経営力向上計画の認定を受け、その結果、貸主が償却資産税の軽減を受け、軽減相当額のリース料を減額(値引き)することで、ようやく借主が税制優遇の効果を受けるのである。

所有権移転外ファイナンス・リースの場合の経営力向上計画の申請では、リース見積書と<資料1>として掲げる軽減額計算書(リース会社が作成し、リース事業協会の確認を受けたもの)の添付を要するので、注意が必要である。

## 総括

今回は、リースにより取得した工場の中の機械装置(製造設備等)に係る優遇税制を解説した。所有権移転外だと、即時償却の適用はないので、注意したい。不明な点があれば、私のようなリースに詳しい経営革新等支援機関に相談しよう。



山田純也氏(やまだ・じゅんや)  
株式会社KKRコンサルティング  
代表取締役、山田純也税理士事務所 所長、税理士  
山田&パートナーズ会計事務所勤務、早稲田セミナー(Wセミナー)税理士講座・公認会計士講座専任講師等を経て、平成25年KKRコンサルティング設立代表取締役役に就任。平成25年山田純也税理士事務所開設、所長に就任。太陽光発電設備に係る税務を専門とし、税務申告、生産性税制申請業務、コンサルティング業務。著書「詳説 自社株評価Q&A」(清文社、共著)他。